

8 除 籍

次に該当する場合は、除籍の対象となります（学則33条、大学院学則31条）。

- ① 在学年数が所定の年数を超える場合
- ② 学費等の納付金を滞納し、督促してもこれに応じない場合
- ③ 休学期間の満了日に達しても、なお就学できない場合
- ④ 休学期間満了となっても所定の手続きをとらない場合
- ⑤ 死亡または行方不明になった場合

▶ 除 籍

学生の身分を失うこと

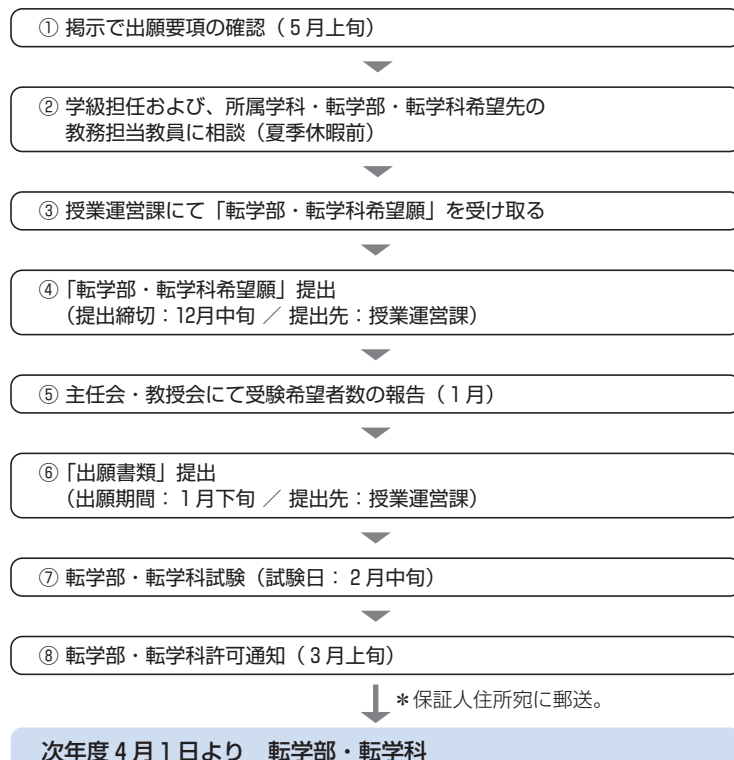
9 転学部・転学科（大学院は「転研究科・転専攻」）

転学部・転学科については希望先の学部・学科に欠員があり、その後の学修に支障がないことも含めて選考します。

▶ 転学部・転学科

転学部：在学中に本学の他の学部に移って学修を続けること
転学科：学部は変わらないが、他の学科に移って学修を続けること

1 手続きの流れ



次年度4月1日より 転学部・転学科

* 転学部・転学科後の学籍番号は入学時から変更しません。

* 転学部・転学科前の警告履歴はそのまま残ります。

2 転学部・転学科の出願資格

- 第2 Semester（1年次）あるいは第4 Semester（2年次）、第6 Semester（3年次）に在籍している者

* 4年次に転学部・転学科することはできません。

- 出願の理由が正当と認められる者

* 学部によってほかに出願条件がある場合があります。事前に掲示で確認してください。

3 転学部・転学科にともなう単位の認定と履修

- 単位認定方法や認定される単位数と科目は、学部・学科や、その学生の単位修得状況により、一律ではありません。
- 履修計画に関しては、転学部・転学科先の教務担当教員に相談し、指導を受けるようにしてください。認定単位数および科目は転学部・転学科する学生の単位修得状況等により受け入れ学部の会議で審議のうえ認定・決定します。
- なお、転学部・転学科した場合には、卒業要件単位として「B評価」以上の科目のみ加算されます。
- 受け入れ学年は、卒業要件単位数に基づき「修得単位数から見た学年」の規定に従って決定します。

▶修得単位数から見た学年
参照『履修ガイド』
p.36

10 再入学

本学を途中で退学（依願退学）した者、あるいは除籍（授業料未納による除籍者）となった者が、再入学を希望する場合、欠員がある場合に限り選考のうえ、許可することがあります。

▶退学／除籍
参照『学生生活ガイド』
p.52～53

1 手続きの流れ

① 教学部授業運営課で「再入学試験要項・出願書類」を入手する



② 「再入学試験要項」に従い、授業運営課窓口にて出願資格を书面で確認



③ 「出願書類」の提出

出願書類：玉川大学再入学に関する規程第4条参照

出願期間：春学期再入学 1～3月中の指定期間

秋学期再入学 7～9月中の指定期間

提出先：教学部授業運営課



④ 筆記試験および面接試験



⑤ 当該学部による審査



⑥ 合否決定（教授会の議を経て学長が決定）



⑦ 再入学手続き（合格者のみ）

玉川大学再入学に関する規程第7・8条参照



再入学許可

▶玉川大学再入学に関する規程
参照『学生生活ガイド』
p.158

2 出願資格

■ 再入学の資格を有する者

- 再入学日が退学日または除籍日より5年以下の者で、以下のいずれかに該当する者（再入学に関する規程第2条第1項）。

ただし、大学院生の場合は退学後2年以内の者（大学院学則第32条第2項）。

- ① 依願退学者（学則第39条第2号による退学処分者が依願退学をした場合も含む）
- ② 授業料等未納による除籍者

*ただし、未納分の学費を完納することが条件（再入学に関する規程第9条）

■ 再入学の資格を有しない者（再入学に関する規程第2条第2項）

- 懲戒による退学処分者（学則第39条第2号による退学処分者が依願退学をした場合を除く）
- 最長在学年数の規程により、退学した者
- 再入学した後、退学または除籍された者

■ 再入学試験の出願時期

- 退学または除籍となった翌学期から再入学できます。

3 その他

- 再入学を出願できる学科コースは、原則として在学時に所属していた学科・コースとします。
- 在学時に修得した単位の中から「B評価」以上の単位のみ認定します。認定単位数に基づき再入学後の学年を決定します。
- 再入学生生の修業年限は、退学または除籍以前の在籍年数と通算して4年とし、在学年数も退学または除籍以前のそれと通算して8年を超えることはできません。

▶ 玉川大学学則

参照『学生生活ガイド』
p.148～157

▶ 警告制度

参照『履修ガイド』
p.37